

秋田へGo!

秋田を旅しよう キャンペーン



あきたびクーポン

ご利用前には事前にご確認をお願いします。

あきたびクーポンの注意事項

- ・有効期限を過ぎたものはご利用できません。
- ・あきたびクーポンと現金の交換はできません。
- ・あきたびクーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは出せません。
- ・あきたびクーポンによる支払いで不足する分は現金等で受け取りください。
- ・あきたびクーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金はできません。
- ・あきたびクーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、事務局で責任は負いません。

あきたびクーポンは以下のものは使用対象になりません。

- A 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- B 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、飲食店等が独自発行する飲食券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- C たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入電子たばこを含む）
- D 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- E 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- F 会費、商品及びサービスの引換金代金
- G 現金との換金、金融機関への預け入れ
- H 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- I 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- J その他、秋田県（事務局）が適当と認めないもの

※上記の禁止行為、使用対象にならないものによるあきたびクーポンの使用が発覚すれば、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分が生じる場合があります